

平成21年 5月 1日現在

研究種目：基盤研究 (C)
研究期間：2007～2008
課題番号：19530063
研究課題名 (和文) 債権者代位権・詐害行為取消権・多数当事者の債権関係・債権譲渡に関する立法論的研究
研究課題名 (英文) A research for reform of the law of oblations (particularly on obligee's subrogation right, obligee's right to demand the rescission of fraudulent act, claims and obligations of multiple-parties, assignment of claims)
研究代表者 小粥 太郎 (KOGAYU TARO) 東北大学・大学院法学研究科・教授 研究者番号：40247200

研究成果の概要：

研究代表者および研究分担者は、研究課題に掲げた諸問題について、現行法の内容・問題点・改正の要否を詳細に検討した上で、包括的に改正の提案をまとめ、公表した。また、検討過程および提案内容の詳細および背景については、2009年度中にその解説という形で公表される。この成果は、今後、本格化することが予想される民法（債権法）改正作業の基礎となることが期待されるものである。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	2,300,000	690,000	2,990,000
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：債権法改正、立法学、債権者代位権、詐害行為取消権、多数当事者の債権関係、債権譲渡

1. 研究開始当初の背景

研究開始当時には、すでに民法の大規模な見直しの必要性を主張して、改正案を検討する動きが報じられ、本格的な民法ないし債権法の改正が行われるのではないかとの観測も示されていた。たとえば、2006年1月4日付けの日本経済新聞には、法務省が債権法の抜本的な見直しに着手する旨の記事が掲載

されていた。これに呼応する形で、学界にも、債権法改正への空気が徐々に醸成されつつあるように思われた（道垣内弘人「債権法改正の噂」法学教室 306（2006年3月）号 38頁、安永正昭「債権法の改正」金融法務事情 1800（2007年4月15日）号 1頁など）。

ところが、債権法の分野にかぎっても、契

約法の諸問題と比較してみると、本研究課題に掲げたような債権者代位権、詐害行為取消権、多数当事者の債権関係、債権譲渡などの問題については、立法論的検討が十分でなかった。

そこで、本研究は、以上のような諸問題について、技術的に細部にわたるような問題を含めた徹底的な立法論的検討をすることによって、今後の議論の展開に貢献したいと考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、債権者代位権・詐害行為取消権・多数当事者の債権関係（保証を含む）・債権譲渡・債務引受・契約上の地位の移転について、立法論的検討をすることである。

具体的には、債権者代位権については廃止論、詐害行為取消権については責任説など、立法論として検討すべき意見があったが、それらを実際に立法化することの是非を具体的に検討することからは始める必要があった。多数当事者の債権関係については、判例学説が混沌としており、現行法の内容・判例・学説の整理すら容易でなく、問題点をときほぐすところからはじめなければならなかった。保証については、一方で企業間取引における新しい保証の動向を考慮に入れつつ、他方で伝統的な保証人保護の問題にも配慮する必要があり、その他、さまざまな事情を考慮しての検討が必要になる。債権譲渡については対抗要件の特別法をめぐる立法論は行われてきたが民法の対抗要件制度についての抜本的検討は十分には行われてこなかったことから、あらためて制度的考察を行うことが必要である。債務引受、契約上の

地位の移転については、現行法下の解釈論も相対的には十分でなく、立法論的検討は緒についたばかりであることから、基礎的な検討からは始める必要があった。

3. 研究の方法

本研究は、わが国の民法の沿革・立法史・裁判例・学説はもちろんのこと、倒産法制・執行法制にも目を配り、さらに、諸外国の立法例・裁判例・学説にも留意してすすめられた。また、研究代表者および研究分担者の3名の間にとどまらず、他の民法研究者、民事手続法研究者、法務省民事局の債権法担当の参事官・局付諸氏とも議論を重ねた。

民法研究者が、研究課題に掲げた問題について、これだけの時間・労力を投じて立法論的検討の成果をまとめたことは、わが国でははじめてではないかと思われる。それだけでも、貴重な研究と評するに値すると考える。議論の過程は、資料や議事録の形で、インターネット上に公表されている

4. 研究成果

研究代表者および研究分担者が一同に会しての研究会は30回以上におよび、毎回、研究報告とともに数時間をかけての検討が行われた。そのプロセス自体も、貴重なものと考えられ、その一部は、インターネット上に公表されている。

具体的な研究成果は、立法提案という形で公表することとした。

その内容を以下に簡単に紹介する。

債権者代位権については、2つのタイプの債権者代位権（おおまかには、金銭債権を保全するためのものと、現行法における転用型に

相当するもの) を設けることを提案している。具体的には、次のような点について、改正の提案をした。事実上の優先弁済の否定、供託の可能性の拡大、債務者への通知・訴訟告知、債務者の権利行使や処分の制限、債務者の代位訴訟への関わり方、他の債権者の権利行使、裁判上の代位の制度の廃止。

詐害行為取消権については、関係者の法関係について、できる限り、具体的に示すことを基本方針として、倒産法上の否認権との連続性・整合性という観点を踏まえて、詐害行為取消権の意義を考え直す提案をしている。具体的には、偏頗行為否認の趣旨である債権者間の公平・平等については倒産手続において対処すべき問題であるとして、本旨弁済等の義務的な債務消滅行為・担保供与行為については詐害行為取消の対象外としたり、回復された財産が総債権者の引当財産となることとしたうえで、取消債権者や受益者の地位について配慮するこのような制度設計から取消の範囲について取消債権者の債権額により限定されないものとするなどの提案もしている。その他、次のような点について、改正の提案をした。詐害行為取消訴訟における債務者の被告適格、無償行為の場合の主観的要件の特則と返還範囲等における調整、受益者と転得者の規律の別立て、転得者を相手方とする詐害行為取消の場合の、受益者と転得者の双方の悪意を要求、転得者の地位の規律の整備、行使期間の短縮化。

多数当事者の債権関係については、まず、連帯債務に関する2つの提案を紹介する。その1は、連帯債務の発生原因を明示し、性質上可分な債務について、①法律の規定があるとき、や②連帯債務とする合意のあるとき、のほか、③債務者が共同で債務を負ったとき

には、連帯債務となることを明らかにしたことである。その2は、この連帯債務については、相対的効力事由を中心として構成することとしたことである。なお、相対的効力事由を中心とするといっても、連帯債務者間に強い共同関係があるような場合には、たとえば、1人の連帯債務者に対する請求について、他の連帯債務者に対する効力を認めることとしている。

多数当事者の債権関係については、つぎに、保証に関する諸提案を紹介する。①まず、連帯保証を原則形態とすべきかについては、現行法どおり、単純保証を原則形態とすることとした。②保証契約において、契約条項を明確かつ平易な言葉で表現することや保証人にその資力に比して過大な責任を負わせないこと、また、保証人がその責任の内容を正確に認識できるに足りる情報を保証人に提供することを求めることとした。③貸金等根保証契約に限らず、広く根保証の場合には、保証人が法人である場合を除き、極度額等の定めを要求することとし、また、元本確定日等の規律を置くことを提案している。④債務者と保証人との間に契約がされ、それについて債権者が同意の意思表示をしたならば、保証債務が発生するという形態による保証を明文で正面から認めることにした。⑤併存的債務引受が、債務者の負う債務の保証を目的とするときには、保証の規定が準用されるべきことを提案している。

債権譲渡については、4点の提案を紹介する。①権譲渡禁止特約については、譲渡禁止特約の付いた債権が譲渡された場合であっても、譲渡当事者間ではもとより第三者との関係でも、それゆえに効力を否定されることなく、債権譲渡は有効であるとしている。し

かし、債権譲渡の効力を、債務者との関係でも肯定してしまうと、特約によって守ろうとした債務者の利益が損なわれる。そこで、債務者は、原則として譲渡禁止特約の抗弁を譲受人に対抗することができるという提案をした。ただし、債務者の承諾がある場合、譲受人が善意・無重過失である場合、および譲渡人が倒産した場合には、もはや債務者は譲渡禁止特約を理由として譲受人への弁済を拒むことはできないとしている。②将来債権譲渡については、将来発生すべき債権が譲渡可能であることを前提として、譲渡人以外の第三者の下で発生する将来債権については、譲渡人には処分権がないから、当該譲渡の効力は、その第三者には及ばないこと、しかし、第三者が譲渡人の契約上の地位を承継した者である場合には、当該譲渡の効力は第三者に対抗することができる、という提案をしている。これは、将来債権の譲渡人が倒産した場合に、将来債権の譲受人と倒産財団との利害調整をするための議論の場を設けようとする提案である。③對抗要件制度については、現在の特例法と同様に、債務者以外の第三者に対する對抗要件と、債務者に対する権利行使要件とを区別した上で、金銭債権と非金銭債権を区別する。金銭債権の第三者對抗要件は、債権譲渡登記とし、非金銭債権の第三者對抗要件は、確定日付ある譲渡契約書とする。さらに、債務者との関係については對抗要件ではなく権利行使要件としたうえで、債務者の弁済に関する規律を明確化する、という提案をしている。④異議をとどめない承諾については、債務者の意思表示による抗弁の放棄の制度として、これを再構築する提案をしている。

債務引受については、保証と実質的に同じ機能を営むものがあることをふまえて、明

文規定を設けるべきであるとの提案をしている。

契約上の地位の移転については、現在の判例・学説において一般的に承認されている内容を法文上も明らかにすべきであるとの提案をしている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計 1 件)

シンポジウム「債権法改正の基本方針」

2009年4月29日 於早稲田大学

報告者：鎌田薫／潮見佳男／山本敬三／沖野眞己／中田裕康／山田誠一

[図書] (計 1 件)

民法(債権法)改正検討委員会(研究代表者および研究分担者2名すべてを含む)編『債権法改正の基本方針』別冊NBL126号2009年・商事法務刊

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小粥 太郎 (KOGAYU TARO)

東北大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40247200

(2) 研究分担者

道垣内 弘人 (DOUGAUCHI HIROTO)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：40155619

沖野 眞己 (OKINO MASAMI)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80194471

(3) 連携研究者

なし